

調整給付金の対象になる方

<モデルケース①>

令和6年度分 個人住民税(所得割)

定額減税可能額
(1万円×4人=40,000円)

税額
25,000円

定額減税しきれない額①
(40,000円 - 25,000円
= 15,000円)

令和6年分推計所得税 (令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額
(3万円×4人=120,000円)

税額
39,500円

定額減税しきれない額②
(120,000円 - 39,500円
= 80,500円)

定額減税しきれない額(①+②)は95,500円
調整給付金額は1万円単位に切り上げた**100,000円**となります。